

議案第64号参考資料

利根町課等設置条例第2条抜粋新旧対照表

現行	改正案
(課等の分掌事務) 第2条 課等の分掌事務は、次のとおりとする。 子育て支援課 (1) 子育て支援の総合調整に関すること。 (2) 児童福祉に関すること。	(課等の分掌事務) 第2条 課等の分掌事務は、次のとおりとする。 子育て支援課 (1) 子育て支援の総合調整に関すること。 (2) 児童福祉に関すること。 <u>(3) こども家庭センターに関すること。</u> <u>附 則</u> <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u>